



急に入院することになり、仕事を休みます。  
収入が減り、不安です。



健康保険の被保険者であれば、  
**傷病手当金**が受給できます。



### 支給条件

- ① 病気やケガによる**療養中で働けない状態**にある
- ② **4日以上会社を休んでいる**（連続して3日間休み）
- ③ **給料の支払いがない**（傷病手当金の額より少額）

### 支給額

**標準報酬日額 × 3分の2 × 休業日数**

社会保険料を決める際の給与額  
(標準報酬月額)を30で割った数値

- 4日目から支給
- 受給期間は通算で最長1年6か月まで
- 要件を満たせば退職後も上限まで支給可  
(継続した期間のみ対象)



**会社の労務担当者や、加入中の各保険者  
(協会けんぽ、健康保険組合)に確認してみよう!**